

【最低賃金額の引上げ】

全国各地で今年の最低賃金額が公表されています。

都道府県名	最低賃金額	発効日	都道府県名	最低賃金額	発効日
大阪	786	H23.9.30	京都	751	H23.10.16
東京	837	H23.10.1	滋賀	709	未定
愛知	750	H23.10.7	奈良	693	H23.10.7
兵庫	739	H23.10.1	和歌山	685	未定

最低賃金のチェック方法は、月給者の場合、毎月支払われる賃金から除外する賃金(①臨時に支払われる賃金②賞与など1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金③時間外・休日・深夜の割増賃金④精皆勤手当、通勤手当、家族手当)を控除した額を、1ヵ月の総労働時間で割った単価をチェックします。

《月給制の場合の最低賃金計算式》

$$\frac{\text{毎月支払われる賃金} - \left(\begin{array}{l} \text{①臨時に支払われる賃金} \\ \text{②1ヵ月を超える期間ごとの賃金} \\ \text{③時間外・休日・深夜の割増賃金} \\ \text{④精皆勤手当、通勤手当、家族手当} \end{array} \right)}{\text{1ヵ月の総労働時間}}$$

ちなみに最低賃金の計算では精皆勤手当は計算から除外しますが、似たような計算で残業単価を計算する場合には精皆勤手当は加えます。少し異なりますのでご注意ください。

また最低賃金は正社員だけでなくパートタイマー、アルバイトなどの時間給者にも適用されます。しかし下記にあてはまる労働者で都道府県労働局長に対し「最低賃金の減額の特例許可申請書」を提出し許可を受けると最低賃金の適用を除外することができます。一度自社の給与額をチェックしてみてください。

特例対象者

- 1.精神、身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 2.試みの試用期間中の者
- 3.基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている者のうち厚生労働省で定める者
- 4.軽易な業務に従事する者
- 5.断続的労働に従事する者